福祉有償運送説明会

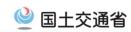
国土交通省関東運輸局 神奈川運輸支局 輸送担当



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

福祉有償運送制度改正とライドシェアについて



- > 自家用有償運送制度について
- ▶ 手続の簡略化について
- > よくある必要な手続き
- > 運行管理者講習について
- > 運行管理者が行う業務
- ▶ ライドシェアについて

自家用有償運送制度について

1.自家用有償旅客運送について

1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービス の提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上 で、道路連送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられ た[自家用有償旅客運送]を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は 登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースも あります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に 応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持 続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

【自家用有償旅客運送】

- ・ は水市 対側では極い ・ パス・タフシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段 の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO 法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。 旅客から収受する対価は実費の範囲内(※)。
- 派各から収支する対価は失費の範囲内(※)・ (※)ガリルで・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の 営利を目的としない妥当な範囲内

自家用車で有償運送が行える根拠は?

◆ 移動手段の基本は、バス・タクシー

地域における<u>基本的な移動手段</u>は、道路運送法による運送事業の許可を受けたバスやタクシーが担う。

運送事業の許可においては、<u>安全性の確保</u>、<u>利用者</u> <u>利便の確保</u>に重きが置かれており、車両点検や、日々 の点呼などの運行管理においても詳細な規定がある。

◆ バス、タクシーが撤退してしまったら

バス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が 困難になってしまったり、既存の運送事業者による運 送サービスがなじまない場合、移動手段の確保のため に地域で協議し、必要な安全上の措置を講じた上で、 実施団体が道路運送法上の登録を受ける。

→これが「自家用有償旅客運送」

3

自家用有償運送制度について

1.自家用有價旅客運送について

3. ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類

・地域の移動ニーズに応じて、適切な種類の自家用有償旅客運送の導入を検討しましょう。

地域の移動ニーズ

「パス・タクシー事業者の サービス提供が困難な地域に おいて、住民等」が外出する ための移動手段を確保したい

交通空白輸送を行う自家用有償旅客運送

交通空白地 有償還送

市町村やNPO法人等が、交通空臼地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの

(パス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

地域の移動ニーズ

「単独ではタクシー等の公共 交通機関を利用できない身体 障害者等」が外出するための 移動手段を確保したい

福祉輸送を行う 自家用有償旅客運送

福祉

市町村やNPO法人等が、単独で公共交 通機関を利用できない身体障害者等を 対象に、原則、ドア・ツードアの個別輸送 を行うもの

(パス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

「福祉」有償運送の対象者について

◆ 「単独で公共交通が利用できない方」が対象

【処分方針 2.(2)⑧】

・(要約)運送することができる旅客は、利用登録を 行った者又は当該地域を来訪する者であって、<u>イ~ト</u> の区分のうち、他人の介助なしでは移動することが困 難であり、かつ、公共交通を利用することが困難な身 体障害者等の移動制約者を対象とするものとする。

【処分方針 2.(2)⑧(口)】

- ・ <u>ロ、八、木、へ、ト</u>に該当する者にあっては、地方 公共交通会議等において当該者の<u>身体状況等について</u> (介助無しにはタクシー等の公共交通機関が利用でき ない等)、**運送の対象とすることが適当であることの 確認**がなされた者であること。
- →無条件に運送の対象とすることができる訳ではない。

手続の簡略化について

更新書類・手続簡略化について

◆ 更新書類の簡略化について(令和5年12月28日改正)……詳細については次頁へ。

◆ 複数乗車の取扱いの変更について

・「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」(令和6年9月30日改正)

透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等について、

- 旧 … 地域公共交通会議等において必要と認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送することができる。
- 改 … 運送者の判断により、1回の運行で複数の旅客を運送することも可能。
- ※いずれの場合においても、旅客から収受しようとする対価について協議会での協議が整っていることが必要。

◆ 更新登録を行う際の協議方法

- ・「福祉有償運送に係る地域公共交通会議等における協議に当たっての留意点等について」(令和6年9月30日改正)
- 旧 ··· なお、更新の登録を行う場合にあっては、意見公募形式によることができるものとする。
- **改** … なお、更新の登録を行う場合にあっては、意見公募形式を<u>原則とする</u>。

手続の簡略化について(更新申請時の添付書類)

支局提出書類の簡略化について(更新時)		
新規登録申請の添付書類	更新登録申請の取扱い【旧】	更新登録申請の取扱い【新】
定款·登記簿謄本·役員名簿	省略可(変更が無い場合)	省略可(変更が無い場合)
路線図(※福祉有償運送は除く)	省略可(変更が無い場合)	省略可(変更が無い場合)
欠格事由に該当しない旨の宣誓書		
協議が調ったことを証する書類		
車両一覧表(参考様式イ)		
車検証、使用承諾書等(持込車両の場合)	省略可(変更が無い場合)	省略可(変更が無い場合)
運転者一覧表(参考様式口)		
運転者就任承諾書(様式4号)		省略可(変更が無い場合)
運転免許証(写)		省略可(変更が無い場合)
大臣認定講習修了証(写)		省略可(変更が無い場合)
協力型の宣誓書(様式5号)(協力型の場合)		
運行管理、整備管理、事故時の連絡、の体制図		
保険証券等(写)		省略可(変更が無い場合)
協力型の宣誓書(様式9号)(協力型の場合)		
旅客の名簿(※福祉有償運送のみ)		省略可(変更が無い場合)

よくある必要な手続

協議が必要な事項

◆ 登録証の更新

重大事故を発生させてしまった場合、<u>改善措置命令</u>を受けている場合、<u>業務停止命令</u>を受けている場合 …2年

- ✓ それ以外の場合 …3年
- ◆ 対価の変更、運送区域の拡大、対象となる旅客の区分の追加

届出が必要な事項

◆ 車両数の変更

法人名義の車の導入や故障、運転者の持ち込み車両が採用・退職により、軽/普通車の変更や数の増減がある場合。

一時的な代車でも、30日以内に<u>担当部局への届出を忘れずに行ってください</u>。

事業用の緑ナンバー車両を、<u>福祉有償運送車両として使うこともできません</u>。

- ✓ 添付書類……新しく使う車の、①「車検証記録事項」書面 ②加入している任意保険が確認できる書類
- ◆ 代表者の変更
- ✓ 添付書類……登録証の原本(該当箇所の訂正または再発行をします)、名簿、登記簿(コピーで可)
- ※運転者の追加については、更新時にまとめて確認しますので都度の届出は不要です。

_

よくある必要な手続(注意事項)

!気をつけてください!

▶ 運転者が所定の資格を満たしていなかった

有償運送を行うにあたっては、福祉有償運送研修または二種免許の取得が、セダン型車両に乗務するにあたっては、

セダン型講習または**介護福祉士資格や所定のヘルパー研修**が必要です。

また、更新時に運転経歴証明を求めたところ<mark>運転免許の停止処分を科されていた</mark>事例も発生しています。

→必要に応じて、研修受講証や運転経歴証明の提出などで確認してください。

▶ 健康起因事故が発生してしまった

「自動車事故報告規則」に規定の事故が発生してしまった場合は、運輸支局へ報告いただく必要があります。 健康起因による事故は、規模の大小やけが人の有無を問わず、市町村の事務局や運輸支局へ報告してください。

▶ 車検切れの車両で運送を行ってしまった

道路運送車両法により、車検の有効期間を表すシールをフロントガラスの運転席側上部に貼ることとなっています。 車検切れ運行は**車両法違反**だけではなく、万一の際、**自賠責や任意保険も適用されない**こととなり<u>非常に危険</u>です。 人の命を預かる</u>ための最低限の確認として、運行前の点検等では必ず車検の有効期間を確認してください。

◆ 手続が簡略化された分、今まで以上に事務局と団体の間のコミュニケーションが重要になります。 団体からの運送態様の変更などの問合せ等で、ご不明な点については支局担当者までご相談ください。

運送の対価の設定にあたって

対価の設定にあたっての考え方

◆ 「対価」の範囲

【 処分方針 1. 福祉有償運送について 】

· 「実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって(中略)運送を行うものをいう」

【対価の取扱いについて 2.(1)対価の範囲】

・(要約)区域を定めて行う自家用有償運送に係る対価は、①運送サービスの提供及び当該②運送サービスと連続して、

若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用 (②の例)

迎車回送料金、待機料金、介助料、ストレッチャー等の設備利用料 等

【対価の取扱いについて 2.(3)対価の設定にあたっての考え方】

- ・ イ「当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割であること。」
- ・ 口「<u>運送の対価以外の対価</u>にあっては、**実費の範囲内**であること。」

①運送サービスの提供にかかる 原価計算の項目の例

- -人件費
- ▪燃料油脂費
- ▪車両修繕費
- ■車両償却費(リース料含む)
- •自動車関係諸税
- •自動車保険料(自賠責・任意保険)
- ※ 上記の「約8割」は、あくまでも運送の対価の目安とされており、協議内容を拘束するものではありません。
 - …「福祉有償運送に係る地域公共交通会議等における協議にあたっての留意点等について」、 「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いに係る考え方について」

運行管理者講習について

一般講習はもう受けられましたか?

◆ 運行管理者の責任者が講習を受けなければならない団体の規模とタイミングは?
5両以上の車両を配置している事務所(特定事業所)の責任者は、2年ごとに受講義務があります。

◆ どこで、何の研修を受ければいいか?

- ・事前予約が必要です。スケジュールは各実施機関にご確認ください。
- ・法令や運行管理業務、事故防止についての内容を、1日(約5時間)かけて習得していただきます。
- ◆ 12月から、動画配信で受講できるeラーニング「eナスバ」を受講することができるようになりました。 会場での受講が難しい方は、自宅や事務所PCでの受講も可能です。
- ✓ 2週間前までの申し込みが必要です。
- ✓ 各月、1日から30日の間で動画閲覧ができます(その間に受講を修了する必要があります)。

運行管理責任者の行う業務

運行管理者は何をすればよいか?

◆ 運行に関する計画の作成

ス<u>ピード違反・長時間運転・駐車違反</u>等に留意し、**送迎する旅客・ルート・到着時間**等をまとめた<mark>運行計画</mark>を作成し、 ドライバーへ指示・共有しましょう。利用者さんからの問合せや、ドライバーとの連絡に役立ててください。

◆ 異常気象時等の安全確保の措置

台風や降雪時などは積極的に情報収集を行い、状況をふまえて運行の可否決定をしてください。

◆ 運行前・運行後の「点呼」の実施

乗務の前後には点呼を行い、健康確認や安全運行の指示が必要です。詳しくは次ページへ。

◆ 有効なアルコール検知器の常備・運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその記録

<u>飲酒運転は厳禁</u>です。<mark>運転前、運転後の点呼</mark>には必ずアルコールチェックを行い、呼気にアルコールが含まれていないことを確認してください。アルコールチェックをを行った**記録簿も作成**しましょう。

また、アルコール検知器が故障していないか、定期的に確認を行ってください。

11

運行管理責任者の行う業務(点呼)

運転の前後は、運行管理担当からの確認を受けましょう!

◆ 何を点呼で聞けばいいの?

「自家用有償旅客運送者は、運行の業務に従事しようとする運転者等に対して必要な指示を与え、運転者等ごとに酒気帯び・疾病・疲労についての確認を行つた旨及び指示の内容を記録し、一年間保存しなければならない。」道路運送法施行規則・第五十一条の二十二第一項(要約)

▼

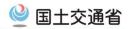
▼ 要は・・・

_

✓ 点呼の時に確認すること

- □ 酒気帯びではないか?
- □体調に問題はありませんか?
- □ 睡眠は十分にとれましたか?
- 車に故障・不具合などはありませんでしたか?
- 天候や時間帯による道路状況など、<u>当日の状況に応じた注意事項の指示・伝達</u>はしましたか?

これらを確認したら、「安全な運転のための確認表(点呼記録簿)」に記録し、1年間保存しておきましょう。



自家用有償旅客運送(運送法第78条2号)

交通空白地有償運送(公共ライドシェア)

☆採算性の問題などによりバス・タク シー事業者が撤退するなど、運送サー ビスの提供がなされていない地域において、移動手段を確保したい

公共交通会議の承認を経て実施

福祉有償運送

☆単独ではタクシー等の公共交通を利用 できない身体障害者等が外出するため の移動手段を確保したい

> 公共交通会議 (旧:福祉有償運送運営協議会) の承認を経て実施

いずれも<u>既存の運送事業者では対応が困難な需要</u>であるため、<u>地域内での</u> 合意形成を経て、自家用車を使って運送を行うしくみを導入

日本型ライドシェアについて

🥝 国土交通省

自家用車活用事業(運送法第78条3号)

日本型ライドシェア(NRS)

- ◆現状のタクシー事業では不足している移動の足を、タクシー事業者の管理の下で、 地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組みを創設
 - ・タクシー事業者の管理のもと行うことで安全性を確保、・万一の事故時の責任を明確化
 - ・運賃は事前確定・事前決済、現金の収受はなし
 - ・配車アプリの配車依頼を受け、ドライバーの判断により迎車地へ

<u>都市部(配車アプリ</u>のエリア内)

・アプリにおいて収集・蓄積したマッチング率のデータをもとに、タクシーの供給が不足している曜日・時間帯のみ実施、加えて<u>雨</u>天時も実施可能に

(京浜地区:金~日曜日の0時~6時、16時~20時)

郊外部

- ・タクシー事業者の申出や自治体の求めが あった場合に導入を検討
- ・簡易的な方法で車両数を計上して導入

ご静聴ありがとうございました



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism